

身近なことから、はじめてみませんか？

家庭では

- 家族全員で家事や子育て・介護等を助け合い、協力して行ないましょう。
- 子どもは、能力や個性に合った育て方をしましょう。
- 女性も男性も、大人も子どもも、みんなで話し合い、意見を言い合える家庭をつくりましょう。



職場では

- 男女雇用機会均等法などの法令を遵守し、採用・配置・昇進などで男女の差別的な取扱いをしないようにしましょう。
- 「男の仕事」や「女の仕事」といった性別によって役割を分けている意識の解消につとめましょう。
- 育児・介護休業制度を、男女が共に利用しやすいような環境をつくりましょう。



地域では

- 地域に残る性別役割分担意識による習慣・慣行を見直しましょう。
- 性別に関わらず、適材な人材を活用し、地域活動をしましょう。
- 地域活動には家族そろって参加し、みんなで意見を出し合いましょう。

学校では

- 性別にとらわれず、人として自己の在り方や生き方について、自ら考え選択する力を育てるために、さまざまな役割や体験を積極的に取り組むよう進めましょう。
- 子どもが、各自の個性に応じた選択ができるよう応援しましょう。
- 親と先生も男女共同参画教育について一緒に学び合いましょう。

みんなでつくろう！

優しさあふれる ハートフルな
男女共同参画社会



男女共同参画をもっと知っていただくために(用語の解説)

男女共同参画社会基本法

1999年6月に公布・施行され、男性も女性も互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく社会参画することを基本理念とする法律。国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、市町村は国や都道府県の基本計画を勘案して、基本理念に基づいて計画を定めるよう努力することになっています。21世紀のわが国の最重要課題と位置づけられています。

ジェンダー

「らしさ、男らしさ」などそれぞれの性にふさわしいと期待される行動や態度を、人が育つ過程で身につけていく「社会的につくられた性別」のことで、生物学的な性別と区別して用いられています。

男女雇用機会均等法

1985年5月に成立、翌年4月施行。男女平等の視点から見直された初の国内法。1997年6月に改正、1999年4月に施行された改正男女雇用機会均等法は、これまで努力目標だった募集・採用、配慮・昇進の男女差別を禁止規定とすること、違反企業の公表制度の創設、セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが、新たに加わりました。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人口政策や道徳ではなく、健康や権利という視点からとらえようとする考え方。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などがあげられ、「権利」としては、子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由、生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられます。

女性のエンパワーメント

女性が政治、経済、社会、家庭などあらゆる分野でさまざまな課題に取り組み、解決を図っていく力をつけることや、潜在的な能力を開発することなどをいいます。男女平等の達成と、女性の地位向上のためには、女性エンパワーメントの必要性が重要課題となっています。

セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。職務上又は研究・教育上の地位を利用したり、あるいは利益・不利益を条件にして性的要求をすること(地位利用型・対価型)、職務や勉学の遂行を妨げるなどの職場・勉学環境を悪化させること(環境型)の2つのタイプがあり、人権侵害とされています。

DV防止法(ドメスティック・バイオレンス防止法)

2001年、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的に施行された法律は、2004年に改正され、「配偶者からの暴力」の定義の拡大により、身体的暴力のほか、言葉や精神的暴力、性的暴力などもこれに順する暴力として定義されました。

ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出をすることによって、育児休業、介護休業を取得することを権利として認めています。



ともに参画し
ひとりひとりが輝く
男女共同のまちづくり

きのかわ ハートフルプラン 概要版



紀の川市男女共同参画推進プラン
(平成21年度～平成24年度)

紀の川市男女共同参画推進プラン《概要版》

平成21年3月

発行 紀の川市

編集 企画部政策調整課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

TEL.0736-77-2511 FAX.0736-77-4910

URL.http://www.city.kinokawa.lg.jp/

男女共同参画社会とは

男性も女性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会のことをいいます。

「参画」とは、単に参加するだけではなく、方針の組み立てや決め事などにも責任を持って関わることです。

「女だから」、「男だから」という固定化された意識や慣行にとらわれることなく、自分の意思によって家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野に参画し、いきいきと充実した人生を送ることができる社会を実現しましょう。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」
—男女共同参画社会基本法第2条第1号—

男女共同参画社会ってなあに？



どうしてプランが必要なの？



プランの役割

わが国の現状をみると、さまざまな場面（家庭・地域・職場・学校など）において、依然として男女の不平等が存在しています。女性の政策・方針決定への参画、職場における能力発揮などはいまだ十分とはいえません。また、「男性は仕事、女性は家庭と子育て」などの固定的な男女の役割分担意識は依然として根強く残っています。

紀の川市男女共同参画推進プランは、これらの状況を解消し、紀の川市における男女共同参画社会の実現のための施策の方向と内容が定められています。

プランの概要

・プランの性格

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

国が策定した「男女共同参画基本計画」及び、県の「和歌山県男女共同参画基本計画」を勘案し、「第1次紀の川市長期総合計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定されました。

・プランの期間

平成21年度～平成24年度の4年間

・プランがめざす将来像

「ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同のまちづくり」

プランの内容

基本理念 1 あらゆる世代の男女が社会・地域に参画し、多様な意見が尊重されること

あらゆる世代の男女が、社会の一員として、さまざまな分野で個性と能力を発揮し、性別に関わりなく参画する機会を確保することが重要です。



政策目標
社会・地域を男女共同参画で活性化させる環境づくり

基本理念 2 男女が共に職場・家庭での役割を担うこと

男性と女性が、職場でも家庭でも、互いに充実感を得て生活していくためには、性別に関わりなく能力を発揮できる就労環境と、仕事と生活のバランスのとれた生き方が必要です。



政策目標
仕事も生活も大切にできる環境づくり

基本理念 3 男女が互いの個性や能力を尊重し合う対等な関係であること

私たちは、自分の生き方について選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。性別に関わらず、一人ひとりが互いの人権や個性、能力を尊重し合う対等な関係を築くことが必要です。



政策目標
個人の尊厳が確立された社会づくり

基本理念 4 男女が互いの性について理解を深め、生涯にわたる健康が確保されること

すべての人がいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現させるためには、男女が、お互いの身体的な特質を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。



政策目標
男女が互いの性を尊重する意識・健康づくり

施策目標

1 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進

2 政策・方針決定過程での男女共同参画

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する支援の充実

2 農林業、自営業等での男女共同参画の推進

3 雇用の分野での男女平等の推進

1 あらゆる男女間の暴力的行為の根絶

2 男女共同参画に向けての社会的機運の醸成

3 男女共同参画推進のための次世代教育充実

4 自立を支える社会環境の整備

1 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

2 女性の健康づくりの支援

個別事業

1 男女が共に参画する地域活動の推進・支援
2 男女共同参画のまちづくりを進める学習機会の充実と人材育成
3 地域ぐるみの子育て・防犯・防災対策

1 審議会・委員会等への女性の参加促進
2 市役所における男女共同参画の推進
3 意思決定の場に男女が共同に参画できる条件整備

1 子育てや介護等の家事支援の充実
2 仕事と家庭の両立のための環境の整備

1 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
2 農林業分野での女性の参画推進

1 雇用の場での男女の均等待遇の確保
2 女性の就労支援

1 暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実
2 暴力根絶のための体制の充実

1 男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実
2 人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報提供の充実
3 男女共同参画に関する調査・研究及び施策等への取入れ

1 学校等における男女共同参画に関する教育の推進
2 男女共同参画の観点からの教育現場の整備
3 教育現場での啓発事業

1 ひとり親家庭への生活自立支援
2 高齢者が安心して暮らせる条件整備
3 障害者が安心して暮らせる条件整備

1 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

1 性差に応じた医療の推進
2 ライフステージに応じた心と体の健康支援
3 性と生殖に関する情報提供や学習機会の充実